



2023年1月20日

各 位

株式会社長野銀行
代表取締役頭取 西澤 仁志
(コード番号 8521 東証スタンダード)
(お問合せ先) 総合企画部長 小林 忠昭
(TEL0263-27-3311)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び定款の一部変更に関するお知らせ

本日公表いたしました「株式会社八十二銀行と株式会社長野銀行の株式交換による経営統合に関する最終合意について」のとおり、株式会社長野銀行（取締役頭取 西澤仁志）（以下「当行」といいます。）と株式会社八十二銀行（取締役頭取 松下正樹）（以下「八十二銀行」といい、八十二銀行と当行を総称して「両行」といいます。）は、2022年9月28日に締結した基本合意書に基づき、本日開催したそれぞれの取締役会において、当行の株主総会の承認及び必要な関係当局の認可等を得られることを前提として、2023年6月1日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合を行うことを決議し、本日、両行の間で株式交換契約書を締結いたしました。

これに伴い、当行は、本日開催の取締役会において、2023年3月24日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集するために基準日を設定すること、及び定款の一部変更等を本臨時株主総会に付議することについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当行は、2023年3月24日（金曜日）開催予定の本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年2月4日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 公告日 | 2023年1月20日（金曜日） |
| (2) 基準日 | 2023年2月4日（土曜日） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当行ホームページに掲載いたします。）
https://www.naganobank.co.jp/site/kabu/zaimu01.html |

2. 本臨時株主総会の開催日時及び付議議案等について

(1) 開催日時及び場所

開催日時 2023年3月24日（金曜日）午前10時

開催場所 長野県松本市渚2丁目9番38号 当行本店 2階大会議室

(2) 付議議案

決議事項

第1号議案 株式交換契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 株式交換に伴う取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠変更の件

※ 株式交換については本日付で公表した「株式会社八十二銀行と株式会社長野銀行の株式交換による経営統合に関する最終合意について」、定款の一部変更については下記「3. 定款の一部変更について」をご参照ください。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

本臨時株主総会において第1号議案（株式交換契約承認の件）が承認可決され、かつ本株式交換がその効力発生日（2023年6月1日（予定））に効力を生ずると、その日以降、当行の株主は、八十二銀行のみとなります。

これに伴い、定時株主総会の議決権に係る基準日を予め当行の定款に定めておく必要性が失われることから、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第11条（基準日）を削除するとともに、現行定款第12条以下の条数を繰り上げる（以下「本定款変更」といいます。）ことといたしたく存じます。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案（株式交換契約承認の件）が原案どおり承認可決されること、並びに2023年5月31日の前日までに本株式交換が中止されていないこと及び株式交換契約書の効力が失われていないことを条件として、2023年5月31日にその効力を生じるものとします。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第10条（条文省略）	第1条～第10条（現行どおり）
<u>（基準日）</u>	（削除）
<u>第11条</u> <u>当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>	
<u>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	
第12条～第13条（条文省略）	第11条～第12条（条数は繰り上げ、条文は現行どおり）
（A種優先配当金）	（A種優先配当金）
<u>第13条の2</u> 当銀行は、 <u>第40条</u> に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有	<u>第12条の2</u> 当銀行は、 <u>第39条</u> に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有

する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は8.0%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第13条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2、3（条文省略）

（A種優先中間配当金）

第13条の3

当銀行は、第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

第13条の4～第19条（条文省略）

（種類株主総会）

第20条

第16条、第17条、第18条第1項および第19条の規定は種類株主総会にこれを準用する。

2 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

3 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上

する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は8.0%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2、3（現行どおり）

（A種優先中間配当金）

第12条の3

当銀行は、第40条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

第12条の4～第18条（条数は繰り上げ、条文は現行どおり）

（種類株主総会）

第19条

第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。

（削除）

2 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上

をもって行う。 第21条～第42条（条文省略）	をもって行う。 第20条～第41条（条数は繰り上げ、条文は現行どおり）
--------------------------------	--

(3) 日程

本定款変更のための臨時株主総会決議日（予定） 2023年3月24日（金曜日）

本定款変更の効力発生日（予定） 2023年5月31日（水曜日）

(4) その他

2023年3月期の期末配当につきましては、現行定款第40条（本定款変更後の第39条）に従い、2023年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆さまに対して、当行からお支払いする予定です。

以 上